川崎市まちづくり局営繕工事等の遠隔臨場に関する試行要領

（目的）

第１条　本要領は、川崎市まちづくり局が発注する営繕工事の建設現場において、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書、公共建築工事特則仕様書等（以下「標準仕様書等」という。）に定める「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下「監督職員の立会い等」という。）に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、「監督職員の立会い等」を適切に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

　なお、遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声についてＷｅｂ会議システム等を利用して臨場を行うものである。

（対象工事）

第２条　本要領の目的を踏まえ、川崎市まちづくり局が発注する営繕工事のうち、遠隔臨場の効果が期待できる工事を試行対象とし、工事契約後に受注者からの希望による「受注者希望型」で実施する。実施については、受発注者が協議により決定する。

（適用の範囲）

第３条　本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「標準仕様書等」に定める「監督職員の立合い等」を実施する場合に適用する。動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を用いて、Ｗｅｂ会議システム等を利用することにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合には、臨場に代えることができるものとする。

２　監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通り臨場による確認等を実施する。

３　動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「監督職員の立会い等」だけでなく、現場と設計図書相互の 不一致、事故等の報告時でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（施工計画書の提出）

第４条　受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書に本要領を適用する「監督職員の立会い等」の項目及び実施方法、使用する動画撮影用カメラの機器と仕様、監督員へ配信するためのＷｅｂ会議システム等を記載し、監督員に提出すること。

（遠隔臨場の事前準備）
第５条　受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、接続試験を行う。接続試験は受注者及び監督員が実際に遠隔臨場を実施する環境において、カメラ等により撮影した映像、音声及び通信状況を確認する。また、受注者は遠隔臨場に必要な準備、人員、資機材等を提供する。
２　受注者は遠隔臨場を実施する前に、監督員と実施時間、実施場所、確認する内容、事前に提出する資料等について協議を行う。

（遠隔臨場の実施及び記録と保存）
第６条　受注者は、事前に監督員と動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やＷｅｂ会議システム等の状況について確認を行う。また、遠隔臨場の実施に必要な準備、人員、資機材等を提供する。
２　受注者は、必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。
３　受注者は、記録にあたり必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。
４　受注者は、終了時に確認箇所の内容を読み上げ、監督員による実施結果の確認を得ること。
５　受発注者は、遠隔臨場の画像の記録保存を、必要に応じて行う。
６　受発注者は、遠隔臨場の結果を工事打合せ簿等により提出する。

（費用）
第７条　遠隔臨場の試行に係る費用は、Ｗｅｂ会議システム等の利用料及びカメラ等機器類の賃料は発注者負担とし、共通仮設費に積上げ計上し、請負金額を変更する。なお、受注者側における通信費等は受注者負担とする。
２　Ｗｅｂ会議システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続きが必要な場合は、受注者が行うものとする。

（効果の把握）
第８条　今後の適正な取り組みに資するため、試行と通じた効果及び課題について、受注者は遠隔臨場を使用した場合、工事完了後にアンケート調査に協力するものとし、速やかにＷｅｂ上で回答する。

（留意事項）
第９条　遠隔臨場の実施にあたっては、以下に留意するものとする。
（１）受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
（２）動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は意識が対象物に集中し、足元等への注意が薄れ事故につながる場合があるため、撮影しながらの移動には十分に留意すること。
（３）受注者は、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があ

るため留意すること。
（４）受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
（５）工事受注者は、公的ではない建物の内部等、見られることが予定されていない場所が映りこまないように留意すること。
（６）工事受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。
（７）改修工事の場合、来庁者及び現地職員のプライバシーに留意すること。

（その他）

第１０条　その他本要領に定めのない事項については、国土交通省の定める「官庁営繕事業の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」（最新版）を参考に、受発注者間で協議するものとする。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。